

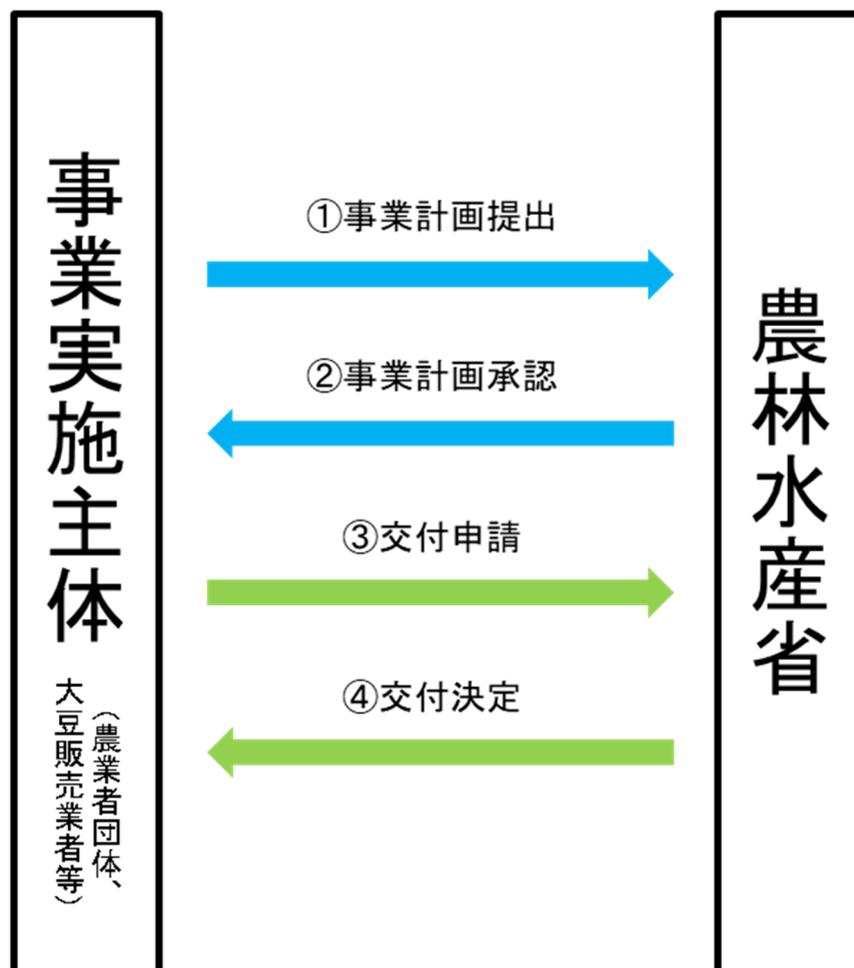
# 大豆供給円滑化推進事業の概要

## 1 事業趣旨

国際的な穀物の供給懸念から食料安全保障の重要性が高まる中、大豆については、食料自給率向上の観点から、需要を捉えた生産拡大を図る必要があります。

また、大豆の生産は天候等による豊凶変動が大きく、実需者は安定供給に対する不安があることから、大豆の安定供給体制を構築し、供給を円滑化するための農業者団体等や大豆販売業者等による長期保管の取組を支援します。

## 2 事業実施の流れ



### 3 事業の概要

#### (1) 事業の内容

次の要件を全て満たす大豆の保管経費を支援します。

- ア 公益財団法人日本特産農産物協会が別に定める業務規程における収穫後の入札取引に従って上場された令和6年度産の大豆であって、当該入札取引において不落となったもの。
- イ 大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者に複数に販売予定のもの。ただし、令和7年11月30日までに販売しないこと。
- ウ 倉庫業法の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者が保有する倉庫、農業協同組合法の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫又は中小企業等協同組合法の規定に基づき保管を行うものが保有する倉庫、ただし、ストックセンター整備対策事業等で整備した倉庫で保管していないこと。
- エ 事業実施主体が購入し、事業実施主体に所有権移転したものであること。
- オ 農産物規格規程に定める種類、銘柄、品位ごとに区分され、9.6トン以上の単位であること。

#### (2) 事業実施主体

農業者団体又は大豆の販売を業とする者。

#### (3) 対象となる経費と補助率

補助対象経費	補助単価・補助率
1 大豆の倉庫での保管料	3期制の場合の保管料：107円（1期）/ト以内 2期制の場合の保管料：160円（1期）/ト以内
2 産地から倉庫への輸送に係る運搬費	1/2以内
3 産地又は倉庫における積み下ろし等に係る荷役料	1/2以内
4 保管時のくん蒸費	1/2以内

※補助単価・補助率欄の保管料については、3期制の場合は1日から10日まで、11日から20日まで、21日から月末までをそれぞれ1期とし、2期制の場合は1日から15日まで、16日から月末までをそれぞれ1期とする。

※予算を超える申請があった場合は、申請数量に応じて案分を行うものとする。

## 4 事業実施計画等の作成について

### (1) 事業実施計画

本事業を申請しようとする者は、3（1）事業の内容を満たす事業実施計画を作成、添付することが必要です。

なお、申請の際には必ず、入札取引の売り手が作成した不落大豆の証明書類を添付する必要があります。

### (2) 経過報告

本事業は、大豆の豊凶変動に対応し、安定供給体制の構築を支援することを目的としています。

このため、事業実施後も適切な保管がなされているかを把握し、調整保管されている数量を公表するため、事業実施の9月末までに経過報告書を提出して下さい。

### (3) 事業終了報告

事業完了後は当該事業の終了報告書を提出する必要があります。

## 5 市場への提供

輸入の途絶等が発生し、大豆の供給が不足する事態が発生した場合は、農産局長から事業実施主体に市場への放出を指示する場合があります。

## 6 問合せ先

問い合わせ先	管轄する都道府県	電話番号
農林水産省 穀物課	—	03-6744-2108
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0409
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6222
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653